

令和 4 年 5 月 19 日
気象庁大気海洋部

配信資料に関するお知らせ

～宮城県の一部市町村における洪水警報・注意報の
暫定基準を適用した運用の見直し～
(令和 3 年 5 月 27 日付けお知らせ関連)

洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）について、「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」の影響を考慮し、一部の市町等では、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用しているところです。

今般、河川施設の復旧状況等から、下記の市町等では、令和 4 年 5 月 26 日 13 時（日本時間）をもって洪水警報・注意報の暫定基準を適用した運用を見直します。

記

○宮城県（平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震）

以下の市町等では、一部の領域（約 1km 四方の格子単位）に適用していた暫定基準の適用範囲を見直します。暫定基準を継続する領域については、別紙をご覧ください。

暫定基準を廃止する市町等

仙台市東部、名取市、岩沼市、東松島市、山元町、松島町

暫定基準の適用範囲を見直す市町

石巻市、気仙沼市、南三陸町

以上

【参考】福島県の暫定基準の適用状況

福島県については、今回は変更ありません。現在暫定基準を適用しているのは以下の市町です。

- 福島県（平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震及び令和元年東日本台風）
南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町



洪水警報・注意報の暫定基準を廃止する格子及び継続する格子